

議案第 38 号

湯梨浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町附属機関設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 4 日提出

湯梨浜町長 宮脇正道

湯梨浜町附属機関設置条例の一部を改正する条例

湯梨浜町附属機関設置条例（令和2年湯梨浜町条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線の引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 【別記参照】	別表（第2条関係） 【別記参照】

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別記

(改正後)

執行機関	附属機関	所掌事務	委員数	委員の構成
町長	略			
	湯梨浜町過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画策定委員会	湯梨浜町過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画の策定に関する必要な事項の調査及び検討に関する事務	21人以内	(1) 学識経験者 (2) 町教育委員会委員の代表者 (3) 町農業委員会委員の代表者 (4) 公募による者
	略			

(改正前)

執行機関	附属機関	所掌事務	委員数	委員の構成
町長	略			
	湯梨浜町過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画策定委員会	湯梨浜町過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画の策定に関する必要な事項の調査及び検討に関する事務	15人以内	(1) 学識経験者 (2) 町教育委員会委員の代表者 (3) 町農業委員会委員の代表者 (4) 公募による者
	略			